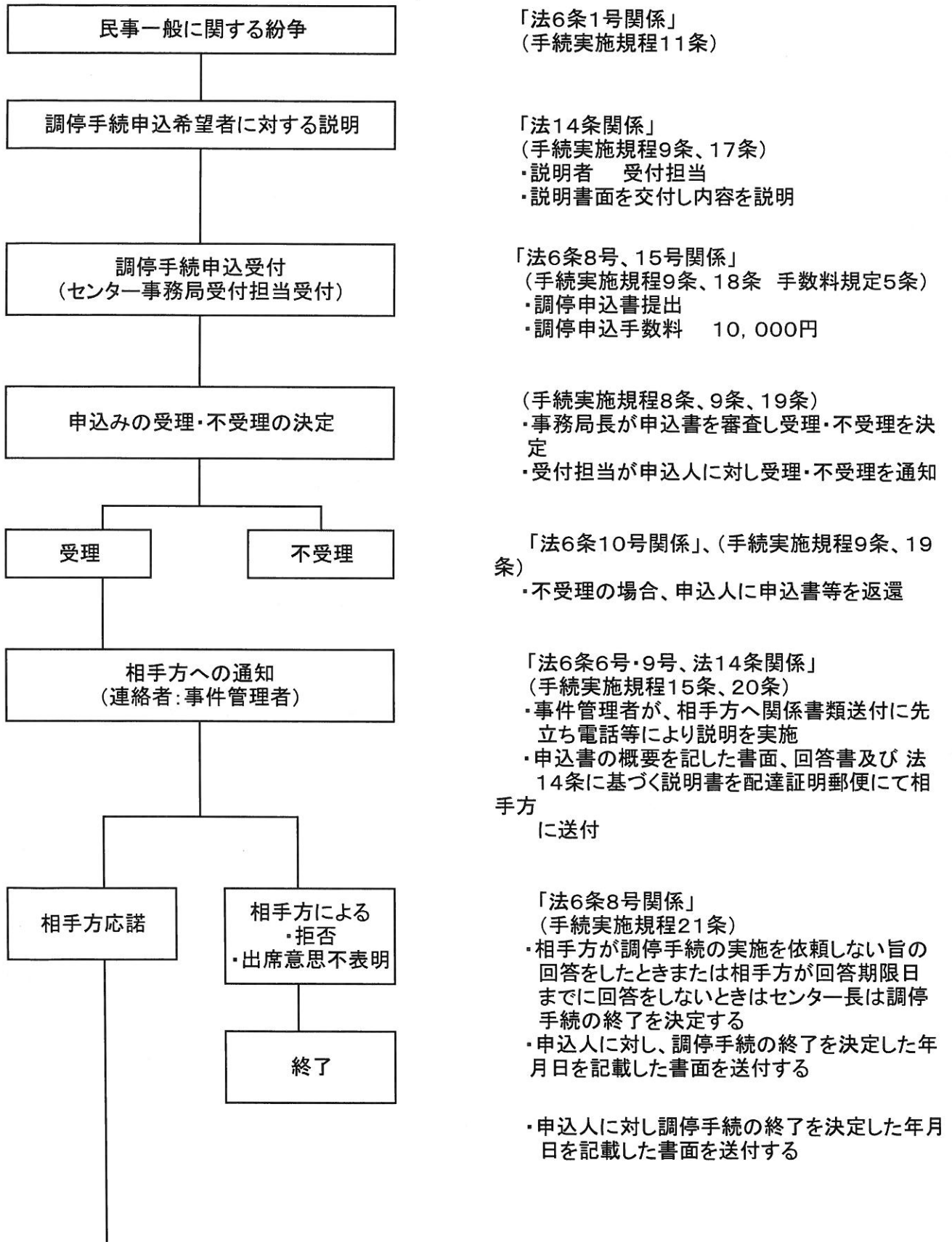


# 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要



手続実施者の選任  
助言弁護士を選任  
第1回期日の調整・決定

「法6条2号、3号、5号関係」  
(手続実施規程7条、10条、22条、23条、24条、29条、30条)  
・センター長が手続実施候補者の中から手続実施者を選任(原則1名、ただし複数名選任も可能)  
<手続実施候補者>  
・弁護士  
・簡易裁判所判事にあつた者  
・民事調停委員の職にある者またはあつた者  
・家事調停委員の職にある者またはあつた者  
・センター長が助言弁護士候補者の中から助言弁護士1名を選任併せて助言方法を指定(助言方法:①別室待機型 ②連絡対応型)

(手続実施規程14条)  
・一般社団法人ILC役員による手続実施者への不当な影響の排除  
・手続実施者の排除、忌避、回避、辞任

第1回期日  
開催場所:センター所在地  
利用者同席調停または別席調停

「法6条7号関係」  
(手続実施規程16条、22条、31条、32条)  
・代理人の選任を認める  
・標準的調停機関:期日3回以内  
4か月以内での合意に努める  
・弁護士助言措置の厳守

第 M 回期日

申立人の取下げ  
相手方の離脱

「法6条12号関係」  
(手続実施規程35条、36条)  
利用者による手続の終了

「法6条6号関係」  
(手続実施規程35条、36条)  
簡易書留郵便で送付

合意(和解)成立

調停合意書の作成

「法6条15号関係」  
(手続実施規程9条、17条、34条)  
(手数料規定7条)

打ち切り

利用者への通知

「法6条13号関係」  
(手続実施規程37条)  
手続実施者による終了

「法6条6号関係」  
配達証明郵便

《合意成約手数料》

紛争解決価格	合意成立手数料額
300万円以下の部分	紛争解決価格の6%
300万円を超え3000万円以下の部分	紛争解決価格の4%
3000万円を超え1億円以下の部分	紛争解決価格の2%
1億円を超える部分	紛争解決価格の1%